

平成28年2月臨時会

議案説明資料

警察本部

平成28年2月臨時会議案説明資料目次

【予算関係以外】

警察本部

報告番号	件名	課名等	頁
報告第 1 号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成28年1月7日専決)	監 察 課	1
	(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成28年1月27日専決)	監 察 課	2
	(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成28年1月27日専決)	監 察 課	3
	(18) 工事請負契約 ((仮称) 八橋警察署庁舎等新築工事 (庁舎棟・建築)) の締結についての議決の一部変更について (平成28年1月27日専決)	会 計 課	4
報告第 3 号	長期継続契約の締結状況について	会 計 課	5

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について  (平成28年1月7日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成28年1月7日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 和解の相手方  神戸市 個人  (2) 和解の要旨  ア 県は、損害賠償金60,000円を支払うものとする。こと。  イ 和解の相手方は、その余の各請求をいずれも放棄するものとする。こと。  ウ 県及び和解の相手方は、県と和解の相手方との間には、本件交通事故に関し、本件和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認するものとする。こと。  エ 訴訟費用は各自の負担とするものとする。こと。  (3) 事故の概要  ア 事故発生年月日  平成25年1月2日 午後3時28分頃  イ 事故発生場所  西伯郡伯耆町小林地内  ウ 事故の状況  鳥取県八橋警察署所属の職員が、交通用務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、路面の積雪によりスリップして路上に停止したところ、和解の相手方所有の普通乗用自動車を含む複数の後続車両がスリップして互いに衝突し、和解の相手方所有の車両が破損したものである。  (4) 和解の理由  本件交通事故に係る損害賠償請求事件について、このたび、神戸地方裁判所から和解勧告があり、これに応じるものである。</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について  (平成28年1月27日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成28年1月27日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 和解の相手方  鳥取市 個人  (2) 和解の要旨  県側の過失割合を1割とし、県は、損害賠償金5,508円を支払うものとする。こと。  (3) 事故の概要  ア 事故発生年月日  平成27年2月9日 午前7時50分頃  イ 事故発生場所  鳥取市秋里地内  ウ 事故の状況  鳥取県鳥取警察署所属の職員が、警ら用務のため軽特種自動車（パトカー）を運転中、交差点を右折しようとした際、直進してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;  ・損害賠償額5,508円  うち、保険支払額0円、県費支出額5,508円  ・県側車両損害額67,878円  うち、相手方からの賠償額61,090円、県実質負担額6,788円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について  (平成28年1月27日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成28年1月27日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 和解の相手方  鳥取市 個人  (2) 和解の要旨  県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金256,103円を支払うものとする  こと。  (3) 事故の概要  ア 事故発生日  平成27年10月4日 午後2時55分頃  イ 事故発生場所  鳥取市東町一丁目地内  ウ 事故の状況  鳥取県警察本部生活安全部地域課所属の職員が、施設整備用務のため普通貨物自動車を運転中、駐車場で後退した際、右前方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;  ・損害賠償額256,103円  うち、保険支払額226,103円、県費支出額30,000円（免責額3万円）  ・県側車両損害額0円（修理不要）  うち、相手方からの賠償額0円、県実質負担額0円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(18) 工事請負契約（(仮称)八橋警察署庁舎等新築工事（庁舎棟・建築））の締結についての議決の一部変更について</p> <p>(平成28年1月27日専決)</p>						
提出理由	<p>1 提出理由</p> <p>工事請負契約（(仮称)八橋警察署庁舎等新築工事（庁舎棟・建築））の締結についての議決の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成28年1月27日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変 更 後</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変 更 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 契約金額 <u>636,424,560円</u></td> <td>4 契約金額 <u>621,000,000円</u></td> </tr> <tr> <td>6 工事完成期限 <u>平成29年3月14日</u></td> <td>6 工事完成期限 <u>平成29年2月28日</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 変更理由</p> <p>設計時の地質調査では確認されなかった不良土壌が発見され、良質土壌に入れ替えることに伴う請負代金額の増加及び土壌の入替えに期間を要することに伴う工期延長を行うものである。</p>	変 更 後	変 更 前	4 契約金額 <u>636,424,560円</u>	4 契約金額 <u>621,000,000円</u>	6 工事完成期限 <u>平成29年3月14日</u>	6 工事完成期限 <u>平成29年2月28日</u>
変 更 後	変 更 前						
4 契約金額 <u>636,424,560円</u>	4 契約金額 <u>621,000,000円</u>						
6 工事完成期限 <u>平成29年3月14日</u>	6 工事完成期限 <u>平成29年2月28日</u>						

長期継続契約の締結状況について

		警察本部						
番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	警察本部 会計課	物品 保守	ノートパソコン プリンター セキュリテイ認証用 機器	117台 117台 236個	鳥取市岩吉166番地2 株式会社ソルコム 鳥取支店	37,422,000	平成28年1月1日 ～平成32年12月31日	鳥取県警察本部教 養課 他27所属

